

第7章 雑則

目次

第84条 (防火対象物の使用開始の届出等)

第85条 (火を使用する設備等の設置の届出)

第86条 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第87条 (指定洞道等の届出)

第88条 (少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第89条 (タンクの水張検査等)

第90条 (消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の届出)

第91条 (消防用設備等又は排気ダクト等に設ける消火装置の設計届出)

第91条の2 (消防法等に違反する防火対象物の公表)

第92条 (委任)

(防火対象物の使用開始の届出等)

第 84 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物(同表(17)項、(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の 7 日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。届け出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

2 第 5 章及び令第 2 章第 3 節の規定により消防用設備等を設置しなければならない防火対象物は、使用開始の前に消防長又は消防署長の行う検査を受けなければならない。

堺市火災予防条例施行規則

(防火対象物の使用開始等の届出)

第 6 条 条例第 84 条第 1 項の規定による防火対象物の使用開始又は変更の届出は、様式第 3 号(棟数が 2 を超えるときは、様式第 4 号とする。)の届出書によって行わなければならない。

【解説及び運用】

1 本条は、政令別表第 1 各項（同表(17)項、(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の届出の提出を義務付けるほか、消防用設備等を設置しなければならない防火対象物の使用開始前の検査を受けなければならない旨を規定したものである。

2 第 1 項の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防機関が立入検査等を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備が消防法をはじめ、建基法その他の法令の規定で防火に関するものに違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分について速やかに是正措置を命ずるための契機としようとするものである。

建築確認の段階においては、消防機関による同意の制度があるが、建基法第 7 条の規定による使用承認は、この同意の対象に含まれないと解されているため、消防機関は、建築確認の対象となった計画に、竣工した建築物が合致しているか否かを確かめることができず、別個に立入検査を必要とするのであるが、その時期としては当該建築物の使用開始前が適当である（使用開始後においては、違反部分が存する場合、改修又は改善のために営業停止等を行わなければならない、関係者自身不利益である）。この時期を的確に把握することが本項の届出の第一の目的である。

3 第 1 項に規定する「それぞれの用途に使用しようとする者」とは、所有者、管理者又は占有者その他権原に基づいてそれぞれの用途に使用しようとする者である。

4 第 1 項の届出は、同一敷地内の防火対象物（棟）は一括して行うこと。

5 第 2 項は、政令第 2 章第 3 節（消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準）及び「第 5 章 消防用設備等の付加基準」の規定により消防用設備等を設置しなければならない防火対象物すべてについて、その使用を開始するまでに消防長又は消防署長の検査を受けなければならない旨を規

定したものである。

- 6 工事を施工するための現場事務所については、政令別表第1(15)項に該当し、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準が適用されるが、使用開始の届出は、条例第86条第1項第6号による「工事を施工するための現場事務所等の届出書」の届出をもってこれに変えることができる。
- 7 法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所については、本条による届出及び検査を要しない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 85 条 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるもののいずれかを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届け出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

- (1) 入力 70 キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)
- (2) 据付面積 2 平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)
- (3) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上の厨房設備
- (4) ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 3 号に定めるものを除く。)
- (5) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (6) 簡易サウナ設備 (専ら個人が使用する目的で設けるものを除く。)
- (7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (8) 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機(個人の住居に設けるものを除く。)
- (9) 火花を生ずる設備
- (10) 放電加工機
- (11) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)
- (12) 急速充電設備 (全出力 50 キロワット以下のものを除く。)
- (13) 燃料電池発電設備(第 13 条第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。)
- (14) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第 19 条第 4 項に定めるものを除く。)
- (15) 蓄電池設備 (蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)
- (16) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (17) 水素ガスを充填する気球

堺市火災予防条例施行規則

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 7 条 条例第 85 条第 1 号から第 9 号までの規定による設備の設置又は変更の届出は、様式第 5 号の届出書によって当該設置又は変更の日の 5 日前までに、行わなければならない。

2 条例第 85 条第 10 号から第 13 号までの規定による設備の設置又は変更の届出は、様式第 6 号の届出書によって当該設置又は変更の日の 5 日前までに、行わなければならない。

3 条例第 85 条第 14 号の規定によるネオン管灯設備の設置又は変更の届出は、様式第 7 号の届出書によって当該設置又は変更の日の 5 日前までに、行わなければならない。

4 条例第 85 条第 15 号の規定による水素ガスを充填する気球の設置又は変更の届出は、様式第 8 号の届出書によって当該設置又は変更の日の 3 日前までに、行わなければならない。

【解説及び運用】

1 共通事項

- (1) 電気エネルギーを熱エネルギーに変換し、機能を果たす電気器具類は「火気」に該当するものである。
- (2) 当該届出において設備の入力値により、届出対象としており特段の規定がないものについては、ネオン管灯設備を除き、設備ごとに単体として取扱うこと。

2 本条は、第2章 第1節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものである。各設備の概要については、第2章 第1節各条の【解説及び運用】を参照すること。なお、本条の届出を必要としない場合であっても、各設備については、各条の規制を受けるものであること。

本条の届出における届出義務者は、これら設備を設置しようとする者（設置者）であり、工事業者等の設置行為を行う行為者ではない。

3 第1号

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場及びキャバレー、ナイトクラブ若しくはダンスホールに設ける場合以外は風道を使用するものに限る。
- (2) 「入力」とは、「条例第2条【解説及び運用】1. (4)」を準用すること。

4 第2号

- (1) 個人の住居に設けるものを除いた据付面積2㎡以上の炉を対象としている。
- (2) 「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据付面積を基準に炉の設置届出の対象を定めたのは、炉の規模、さらにその火災危険性は、据付面積に概ね集約できるからである。

5 第3号

本号は、厨房設備について、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用されることが多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350kW以上となる場合に届出をすることを規定したものである。厨房設備の位置及び構造の基準については、第2条第3項の「不燃区画」の規定を準用していることから、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350kW以上となる時、当該厨房室を不燃材料で区画する必要があるため、届出させることにより適切な指導、助言を行おうとするものである。

6 第4号

- (1) ボイラー（個人の住居に設けるものを除く。）のうち、労働安全衛生法施行令第1条第3号に定めるもの以外のもの（「簡易ボイラー」という。）を対象としている。なお、条例第6条の規制対象である小型ボイラー及び移動式ボイラーについても対象とする。
- (2) 給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）のうち入力70kWを超えるものを対象

としている。

7 第5号

乾燥設備のうち、次の(1)から(3)に掲げる全ての要件に該当するものについて対象としている。

- (1) 入力が17kW以上のもの
- (2) 乾燥物収容室の据付面積が1㎡以上のもの
- (3) 乾燥物収容室の内部容積が1㎡以上のもの

8 第6号

簡易サウナ設備のうち、個人が設けるもの以外のものを対象としている。「専ら個人が使用する目的で設けるもの」とは「所有者本人が私生活の用に供するために設ける」ことを指すものであり、例えば個人事業主が事業のために設置するものは届出が必要である。

9 第7号

一般サウナ設備のうち、個人の住居に設けるもの以外のものを対象としている。

10 第8号

内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機(個人の住居に設けるものを除く。)のうち、単体で入力70kWを超えるものを対象としている。なお、本号の対象とならない場合であっても、政令第13条による規制対象となることがあるため留意すること。

11 第10号

放電加工機のうち、加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものを対象としている。

12 第11号

- (1) 高圧又は特別高圧の変電設備のうち、全出力50kWを超えるものを対象としている。
- (2) 「高圧」とは、直流にあっては750Vを超え7,000V以下、交流にあっては600Vを超え7,000V以下のものをいう。
- (3) 「特別高圧」とは、7,000Vを超えるものをいう。
- (4) 「全出力」とは、「条例第18条【解説及び運用】2.(2)」を準用すること。

13 第12号

急速充電設備のうち、全出力50kWを超えるものを対象としている。

14 第13号

燃料電池発電設備のうち、次に該当するもの以外のものを対象としている。

- (1) 屋内に設ける固体高分子型又は固体酸化物型であって出力 10kW 未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置(以下「停止装置」という。)を設けたもの。
- (2) 屋外に設ける固体高分子型又は固体酸化物型であって出力 10kW 未満のものうち、停止装置を設けたもの。

15 第 14 号

- (1) 内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動力とする発電設備のうち、次に該当するもの以外のものを対象としている。
 - ア 気体燃料を使用する出力 10kW 未満のピストン式内燃機関を原動力とするもの。
 - イ 固定していないもの。
- (2) コ・ジェネレーションシステム（熱源より電力と熱を生産し供給するシステム）については、発電設備とボイラー等を一体として取扱い、発電設備のみの届出とする。

16 第 15 号

蓄電池設備のうち、蓄電池容量が 20kWh を超えるものを対象としている。

17 第 16 号

- (1) ネオン管灯設備のうち、設備容量が 2kVA 以上のものを対象としている。
- (2) 設備容量の算定方法は次によることとする。
 - ア 一のネオン管灯設備に設けたネオン変圧器の定格容量（VA）の和とする。
 - イ 同一防火対象物に二以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一である場合は、一のネオン管灯設備としてその容量を算出する。

18 第 17 号

「水素ガスを充填する気球の設置」とは、建築物（屋上）、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定することをいう。従って、掲揚のみならず、けい留を含み、掲揚前に一定時間けい留する場合は、けい留前に届け出ることが必要である。また、届け出た掲揚又はけい留期間が過ぎて掲揚又はけい留を行う場合は、新たに届出が必要である。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 86 条 次の各号に掲げる行為のいずれかをしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火(玩具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 工事を施工するための現場事務所等の設置
- (7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し(第 83 条の 2 第 1 項の指定催しを除く。)に際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

堺市火災予防条例施行規則

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 8 条 条例第 86 条第 1 号の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出は、当該行為を行う日の前日までに、様式第 9 号の届出書によって行わなければならない。

- 2 条例第 86 条第 2 号の規定による煙火の打上げ又は仕掛けの行為の届出は、当該行為を行う日の前日までに、様式第 10 号の届出書によって行わなければならない。
- 3 条例第 86 条第 3 号の規定による演劇、映画その他の催物の開催の届出は、当該催物を開催する日の前日までに、様式第 11 号の届出書によって行わなければならない。
- 4 条例第 86 条第 4 号の規定による水道の断水又は減水の行為の届出は、当該行為を行う日の前日までに、様式第 12 号の届出書によって行わなければならない。
- 5 条例第 86 条第 5 号の規定による消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事の届出は、当該道路工事を行う日の前日までに、様式第 13 号の届出書によって行わなければならない。
- 6 条例第 86 条第 6 号の規定による工事を施工するための現場事務所等の設置の届出は、当該現場事務所等の使用開始の日の 3 日前までに、様式第 14 号の届出書によって行わなければならない。
- 7 条例第 86 条第 7 号の規定による祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設の届出は、当該露店等を開設する日の 3 日前までに、様式第 14 号の 2 の届出書によって行わなければならない。

【解説及び運用】

1 本条は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある行為を掲げ、その届出について規定したものである。

本条の届出における届出義務者は、すべての行為者であるが、これらの行為に係る請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は受任者が一般に行為者となる。なお、第 3 号

の催物の開催については、開催者（主催者）が行為者であって、演技者等が届出義務者となるものではない。

2 第1号に規定する「行為」とは、それ自体火災予防上の危険が存するものであるが、十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関がそれを把握していなければ、消防機関自らが火災と誤認したり、あるいは一般市民からの誤報によって消防隊が出場し、計画的な消防警備が混乱するおそれがあることから、これを避けるために届出義務を規定したものである。

3 第2号については、火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項（ただし書きに該当する場合を除く。）の規定により都道府県知事の許可が必要であり、かつ、煙火を消費する場合には、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第56条の4の規定により規制を受けるものであるが、その行為自体はどうしても火災発生の危険性を含んでいることから、事前に消防機関がその情報を入手し、災害が発生したときに速やかに対処できるように届出義務を規定したものである。

4 第3号は、本来は劇場等以外の用途に供される防火対象物における一時的な催物開催についての届出義務を規定したものである。

「一時的」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ、他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいい、「催物」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観世物を公衆に見せ又は聞かせるものをいう。（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項参照）

また、催物を開催しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。（興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項参照）

5 第4号は、水道工事等により、ある区域が断水又は減水するような場合をいう。

6 第5号に規定する「道路工事」とは、消防自動車は全く通行できない場合に限らず、片側通行等も含まれ、また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等、消防隊の通行その他消火活動に障害となる場合をいう。

7 第6号に規定する「工事を施工するための現場事務所等」については、様々な場所に設置されるケースがあり、工事現場において事故が発生した際、消防機関との連絡に支障をきたす場合や、一般的に仮設であるとともに、出入りする業者も多岐にわたり、様々な建築資材や危険物に該当するものの存置もある等、火災発生と火災が発生した場合の延焼拡大の危険性が比較的高いものである。したがって、現場事務所の位置、構造、使用期間、関係工事対象物を把握及び連絡先や責任者を明確にし、工事現場及び現場事務所そのものの防火管理や安全管理を確認するために届出義務を規定したものである。

(指定洞道等の届出)

第 87 条 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出事項に係る重要な変更を行う場合についても、また同様とする。

堺市火災予防条例施行規則

(指定洞道等の届出)

第 9 条 条例第 87 条の規定による通信ケーブル等の敷設等の工事に係る届出は、当該工事に着工する日(届出事項に係る重要な変更を行う場合にあつては、当該変更を行う日)の 7 日前までに、様式第 15 号の届出書によって行わなければならない。

【解説及び運用】

- 1 洞道等内で火災が発生すれば地下の密閉空間であるため、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗闇の極限にされた空間内で消防活動を行わなければならない。活動が極めて困難だけでなく、消防隊員の人命危険が大きく、また地上の指揮隊による火災状況の確認や、構内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど消防活動上極めて不利な条件にある。

また、洞道等内の主な可燃物は、ケーブルの外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に成功するまでは延焼拡大していく可能性を有している。

本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期することを目的とするものである。

この規定は、届出を必要とする洞道等の指定、届出をしなければならない者並びに届出する場合に必要な事項について規定したものである。

- 2 通信ケーブル等の洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものには、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道及び通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝が該当すること。ここで「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の^{ずいどう}隧道をいうものであり、人の出入りすることのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。

また、「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和 38 年法律第 81 号)第 2 条第 5 項に規定する「2 以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設

ける施設」をいうもので、人が出入りする^{ずいどう}隧道をいうものである。

- 3 届出の対象となる洞道等は、「火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるもの」として、「消防長が消火活動に重大な支障があるものとして指定する洞道について」（平成20年10月1日消防局告示第8号）により次のとおり指定したものである。また、1の洞道等で2以上の市町村の区域にわたって設置されるものの指定にあたっては、関係市町村の消防長等が相互に連絡を密にすることが必要である。

消防長が消火活動に重大な支障があるものとして指定する洞道について

平成20年10月1日消防局告示第8号

堺市火災予防条例(平成20年条例第25号)第87条の規定に基づき、消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあるものとして指定する洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(以下「洞道等」という。)を次のように定め、平成20年10月1日から実施する。

洞道等は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため、通常人が出入りすることができるもので、次に掲げるものとする。

- (1) 洞道その他これらに類する地下の工作物(以下「地下の工作物」という。)で、その長さ(洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計)が30メートル以上のもの
- (2) 共同溝(共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。)並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- (3) 前(2)号に掲げるもののほか、消防長が特に必要と認める洞道等

- 4 届出者は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者であるが、通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者で足りるものである。

- 5 「届出事項」は、次の(1)から(3)によること。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の状況を記載した図書

洞道等の経路を把握するとともに、出入口、換気口等の位置を把握することにより、火災時における進入路及び排煙口の設定等に係る検討に資するものであり、具体的には、指定洞道等の出入口、換気口等の位置を記載した経路図、平面図、断面図、透視図等である。

洞道等の状況に応じ、立入等により実態を把握しておくことが必要である。また、洞道等は社会的に極めて重要な役割を担っていることから、その情報の取扱いには注意を要する。

- (2) 指定洞道等の内部に敷設される主要な物件

指定洞道等の内部に敷設され又は設置される敷設ケーブル、電気設備、排水設備、換気設備、防水設備、金物設備、連絡電話設備、消火設備等について、これらの概要が記されていれば足りることとし、敷設ケーブルの具体的な種類、材質、径、条件等に係る事項の記載は要しないものである。(第7-1表参照)

第7-1表

敷設物件	概要
通信用ケーブル	難燃シートでカバーされている。難燃ケーブルが敷設されている。
電気設備	洞道内の照明及び他の施設の電源となっている。
排水設備	排水ポンプにより洞道外に排水する。
換気設備	送風機により洞道内を換気する。
防水設備	換気口に防水設備を設置している。
金物設備	金物によりケーブルを支持し、又は、作業台、階段等を設置している。
連絡電話設備	洞道内における相互の連絡及び外部との連絡用に設置されている。
消火設備	洞道内の出入口の近辺に消火器を常備している。

(3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

関係者による指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策を把握し、消防機関が適切な指導を行えるようにするものであり、次のアからオを記したものであること。

ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

なお、通信ケーブル等の難燃措置に関して、7に説明する難燃特性を有するケーブル又はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨を記載させること。

イ 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気の管理等の火災防止に関すること。

ウ 指定洞道等の内部における火災（以下「洞道内火災」という。）発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供に関すること。

エ 洞道内火災についての従業員等の教育及び訓練に関すること。

オ その他洞道内火災に対する安全管理に関すること。

6 本条に規定する「重要な変更」とは、指定洞道等の延長等による経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去等消防活動対策の見直しを要する変更等が考えられるものである。また、通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更その他安全管理対策に重大な変更が行われる場合においても同様に変更の届出を要するものである。

いずれにしても本条の届出は、消防機関が消防活動対策上及び安全管理指導上最低限必要な事項の届出を想定したものである。

7 ケーブル及びケーブルの被覆材については、次の難燃特性を有するものが適切である。

(1) 燃焼性

米国電気電子学会（略称 IEEE）の規格 383 に適合するもの

(2) 発煙濃度

米国標準技術研究所（略称 NIST）の発煙濃度試験法（略称 ASTM の規格 E662）により測定された濃度が 400 以下のもの

(3) ハロゲン化水素発生量

ハロゲン化水素（フッ化水素を除く）発生量が 350mg/g 以下で、かつ、フッ化水素発生量が 200mg/g 以下のもの

(少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第 88 条 少量危険物(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合は、指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満の危険物)及び別表第 2 で定める数量の 5 倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

堺市火災予防条例施行規則

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第 10 条 条例第 88 条第 1 項の規定による少量危険物等の貯蔵等に係る届出は、当該貯蔵等を行う日の 5 日前までに、様式第 16 号の届出書によって行わなければならない。

2 条例第 88 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による少量危険物等の貯蔵等の廃止に係る届出は、遅滞なく様式第 17 号の届出書によって行わなければならない。

【運用】

本条の運用にあつては、「少量危険物等の審査基準」によること。

(タンクの水張検査等)

第 89 条 消防署長は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2 前項の検査を受けようとする者は、堺市消防手数料条例(平成 20 年条例第 35 号)に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

堺市火災予防条例施行規則

(水張検査又は水圧検査の申請等)

第 11 条 条例第 89 条の規定によるタンクの水張検査等を受けようとする者は、当該タンクに配管その他の附属設備を取り付ける前に、様式第 18 号の申請書を提出しなければならない。

2 消防署長は、前項のタンクの水張検査等を行った結果、条例第 51 条第 2 項第 1 号、第 52 条第 2 項第 4 号及び第 53 条第 2 項第 2 号に規定する基準に適合していると認めるときは様式第 19 号の検査済証(以下「タンク検査済証」という。)を、適合していないと認めるときは様式第 20 号の不適合通知書を当該水張検査等の申請を行った者に交付するものとする。

3 タンク検査済証の交付を受けた者は、当該タンク検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、様式第 21 号の申請書により、その再交付を申請することができる。

4 タンク検査済証を汚損し、又は破損したことにより前項の規定による申請をしようとする者は、同項の申請書に当該タンク検査済証を添付しなければならない。

5 タンク検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失したタンク検査済証を発見したときは、速やかに消防署長に提出しなければならない。

【解説及び運用】

本条の運用にあつては、「少量危険物等の審査基準」によること。

(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の届出)

第 90 条 核燃料物質、放射性同位元素、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長の指定するものを業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

堺市火災予防条例施行規則

(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の届出)

第 12 条 条例第 90 条の規定による消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い若しくは変更の届出は、当該行為を行う日の 7 日前までに、様式第 22 号の届出書によって行わなければならない。

【解説及び運用】

- 1 本条は、核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質のうち、消防長の指定するものの貯蔵又は取扱いの届出について規定したものである。

法第 4 条の規定に基づく立入検査等によっても、これらの物質の貯蔵、取扱いの実態を把握することもできるが、実際には、その一部を把握するにすぎないので、本条の規定により消防長の指定するすべての物質について、その実態を把握し、災害活動の効果的な対策を樹立することをねらいとしたものである。

「業務として」とは、条文にある物質そのものの貯蔵、取扱いは勿論であるが、その他の業務においても、その業務を行うために関連的に貯蔵、取り扱う場合も含まれる。例えば、浄水場で滅菌剤として水に塩素ガスを添加している場合などは含まれる。

- 2 届出を必要とする物質は、「消火活動に重大な支障を生ずるおそれがある物質の指定について」（平成 20 年 10 月 1 日消防局告示第 9 号、以下「告示」と記載。）により、次のとおり指定している。

なお、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、毒物及び劇物は、法第 9 条の 3 の届出の対象とされているため、条例の届出対象から除かれているため留意すること。

圧縮アセチレンガスと液化石油ガスは、数量を問わず条例の届出対象とはならない。

毒物又は劇物は、消防法第 9 条の 3 の届出対象のもの以外は届け出る必要がある。このとき物質の種類だけではなく濃度にも注意する必要がある。例えば濃度 40% の硫酸は、条例の届出対象となる。

※参考 消防法第 9 条の 3 の毒劇物届出対象

①危政令別表第一、及び別表第二に規定される毒物及び劇物

②「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（令和 2 年総務省令第 57 号）」の第一条及び第二条で定められた毒物及び劇物

消火活動に重大な支障を生ずるおそれがある物質の指定について

平成 20 年 10 月 1 日消防局告示第 9 号

堺市火災予防条例(平成 20 年条例第 25 号)第 90 条に規定する消火活動に重大な支障を生ずるおそれがある物質で、消防長の指定するものを次のように定め、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

1 核燃料物質

原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量を超えるもの

種類	数量
(1) ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム
(2) ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム
(3) (1)及び(2)の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量 300 グラム
(4) トリウム及びその化合物	トリウムの量 900 グラム
(5) (4)の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 900 グラム
(6) ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物	すべてのもの
(7) プルトニウム及びその化合物	すべてのもの
(8) ウラン 233 及びその化合物	すべてのもの
(9) (6)から(8)の物質の 1 又は 2 以上を含む物質	すべてのもの

2 放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素で、放射線を放出するものの数量及び濃度は、数量については次の各号に掲げる数量を超えるものとし、濃度については 74 ベクレル毎グラムを超えるもの。ただし、自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度については、370 ベクレル毎グラムを超えるもの

(1) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が 1 種類のものについては、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量

種類	数量
ストロンチウム 90 及びアルファ線を放出する同位元素	3.7 キロベクレル
物理的半減期が 30 日を超える放射線を放出する同位元素(トリチウム、ベリリウム 7、炭素 14、硫黄 35、鉄 55、鉄 59 及びストロンチウム 90 並びにアルファ線を放出するものを除く。)	37 キロベクレル

物理的半減期が 30 日以下の放射線を放出する同位元素(ふっ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201 並びにアルファ線を放出するものを除く。)並びに硫黄 35、鉄 55 及び鉄 59	370 キロベクレル
トリチウム、ベリリウム 7、炭素 14、ふっ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201	3.7 メガベクレル

(2) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が 2 種類以上のものについては、前号の表の左欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同表の右欄に定める数量に対する割合の和が 1 となるようなそれらの数量

(3) 放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、3.7 メガベクレル

(4) 放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外の物に密封されたもの(放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。)であって、それらの集合したものについては、その集合したものごとに 3.7 メガベクレル

3 火薬類

火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条に規定する火薬類で、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量(信号焰管、信号火せん、煙火(がん具煙火を除く。)、がん具煙火(クラッカーボールを除く。)、がん具煙火に該当するクラッカーボール及びその他の火工品(火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうを除く。))にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の数量)を超えるもの

種類		数量
火薬		5 キログラム
爆薬		すべてのもの
	工業雷管及び電気雷管	すべてのもの
	信管及び火管	すべてのもの
	導爆線	すべてのもの
	導火線	100 メートル
	電気導火線	500 個
	銃用雷管	2,000 個
	実包及び空包(建設用びょう打ち銃用空包を除く。)	800 個
	薬液注入用薬包	200 個
	建設用びょう打ち銃用空包	2,000 個
	コンクリート破砕器	1,000 個
	ロープ発射用ロケット	10 個
	鉦さい破砕器及び爆発せん孔器	すべてのもの
	爆発びょう	すべてのもの
	油井用火工品	すべてのもの
	信号雷管	25 個
鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品	すべてのもの	

信号焰管及び信号火せん	5 キログラム
煙火(がん具煙火を除く。)	5 キログラム
がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	25 キログラム
がん具煙火に該当するクラッカーボール	5 キログラム
その他の火工品(火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうを除く。)	5 キログラム

4 有毒物質

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する毒物及び劇物のうち、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定する危険物及び危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 1 条の 10 第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定するもの以外の物質で、次に定める数量以上のもの

- (1) 毒物については、30 キログラム
- (2) 劇物については、200 キログラム

5 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 2 条に規定する高圧ガスで、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量以上のもの(液化ガスであるときは、質量 10 キログラムをもって容積 1 立方メートルとみなす。)

種類	数量
可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 1 号に定めるもの。ただし、危険物の規制に関する政令第 1 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する物質を除く。)	10 立方メートル
毒性ガス(一般高圧ガス保安規則第 2 条第 2 号に定めるもの。)	2 立方メートル
その他のガス(消火設備に使用されている消火薬剤を除く。)	50 立方メートル

3 算定方法

告示に定められた物質の届出数量の算定方法は、次によることとする。

[放射性同位元素]

(1) 数量と濃度の双方が、告示で定められた数量を超える場合に規制対象となる。

	数量	濃度
密封された放射性同位元素	密封線源 (※1) 1個 (通常、1式又は1組で用いるものは1式又は1組)	密封線源 1個
密封されていない放射性同位元素	敷地全体 (※2)	容器 (※3) 1個

※1 放射性物質を漏れない容器に入れて、そのままの形で放射線源として使用するもののこと。

※2 密封されていないものは、無限に小分けを行うことが可能であり、容器1個の数量で判断することは不適切なため、敷地全体で判断することとする。

※3 濃度は、購入する際の容器1個ごとに判断する。

(2) 放射性同位元素が2種類以上ある場合、告示で種類ごとに定められた数量に対する割合の和が1を超える場合に届出を求めるものとする。

例：密封していないストロンチウム90を2キロベクレル、
密封していないトリチウムを1.85メガベクレル取り扱う場合

$$\frac{2 \text{ キロベクレル}}{3.7 \text{ キロベクレル}} + \frac{1.85 \text{ メガベクレル}}{3.7 \text{ メガベクレル}} \div 1.04 \quad (\text{届出が必要})$$

[高圧ガス]

2以上の種類の高圧ガスを同一の敷地内で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その数量を種類ごとに合算するものとする。

[その他の阻害物質]

種類ごとに合算するものとする。

4 貯蔵、取扱いの届出内容を変更する場合、速やかに届け出ること。廃止する場合はあらかじめ連絡をすること。変更又は廃止の際は、貯蔵又は取扱いを開始した際の届出書の写しを提出すること。

(消防用設備等又は排気ダクト等に設ける消火装置の設計届出)

第 91 条 消防用設備等(令第 7 条に規定する消火器、簡易消火用具、誘導標識及び令第 36 条の 2 第 1 項に規定する消防用設備等を除く。)の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 第 5 条第 1 項第 2 号ウに規定する火炎の伝送を防止できる消火装置の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

堺市火災予防条例施行規則

(消防用設備等又は排気ダクト等に設ける消火装置の設置の届出)

第 13 条 条例第 91 条第 1 項の規定による消防用設備等の設置に係る工事の届出は、当該工事に着手する日の 10 日前までに様式第 23 号の届出書に、当該工事に係る設計に関する図書を添付して行わなければならない。

2 条例第 91 条第 2 項の規定による排気ダクト等に設ける消火装置の設置に係る工事の届出は、当該工事に着手する日の 10 日前までに様式第 24 号の届出書に、当該工事に係る設計に関する図書を添付して行わなければならない。

【解説及び運用】

本条の規定は、消防機関が事前に消防用設備等の設置について、十分に指導等を行うことを目的に設けられたものであり、法第 17 条の 14 と同趣旨の規定である。

(消防法等に違反する防火対象物の公表)

- 第 91 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反すると認める場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續等について必要な事項は、市長が定める。

【解説及び運用】

本条の運用にあつては、「堺市消防法等に違反する防火対象物の公表に関する要綱」及び「堺市消防法等に違反する防火対象物の公表の実施に関する要領」によること。

(委任)

第92条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【解説及び運用】

本条は、この条例の施行細目について市長への委任を規定したものであり、当規定に基づき条則が設けられている。

1 条則により規定されている内容

- (1) 「標識及び掲示板等」(第2条)
- (2) 条例第33条第1項の規定による「火災予防上危険な物品」(第3条)
- (3) 条例第33条第1項ただし書の規定による「喫煙等についての許可申請等」(第4条)
- (4) 条例第38条第2項の規定による「作業中の協議事項等の届出」(第5条)
- (5) 条例第83条の2第3項の規定による「指定催しの指定」(第5条の2)
- (6) 条例第83条の3第2項の規定による「火災予防上必要な業務に関する計画の提出」(第5条の3)
- (7) 条例第84条第1項の規定による「防火対象物の使用開始等の届出」(第6条)
- (8) 条例第85条の規定による「火を使用する設備等の設置の届出」(第7条)
- (9) 条例第86条の規定による「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」(第8条)
- (10) 条例第87条の規定による「指定洞道等の届出」(第9条)
- (11) 条例第88条第1項の規定による「少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出」(第10条)
- (12) 条例第89条の規定による「水張検査又は水圧検査の申請等」(第11条)
- (13) 条例第90条の規定による「消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の届出」(第12条)
- (14) 条例第91条の規定による「消防用設備等又は排気ダクト等に設ける消火装置の設置の届出」(第13条)
- (15) 条例第91条の2第3項の規定による「公表の対象となる防火対象物及び違反の内容」(第14条)
- (16) 条例第91条の2第1項及び第2項の規定による「公表の手続等」(第15条)